

# 幸田町監査公示第1号

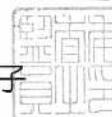
地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年5月12日

幸田町監査委員 山 下 力



幸田町監査委員 水野 千代子



記

1 監査の種別 定期監査

2 監査年月日 令和4年4月26日

3 監査の対象施設名 幸田町多文化共生拠点施設  
幸田勤労者体育センター  
幸田町大日蔭運動場  
幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター

4 監査対象事項 施設の管理は適切に行われているか、また施設設置の目的を達成するような施策が適切に講じられているかを主眼に監査した。

5 監査の方法 幸田町監査基準に基づき、現地に赴き、施設の概要・管理運営状況等についての監査調書をあらかじめ担当課から提出を求め、管理運営について改善すべき点はないかを幸田町監査実施着眼点にある監査項目を町担当職員等から説明を聴取し監査を実施した。

6 監査の結果 良好と認める。

今回調査した上記4施設については、概ね適切に管理運営されていると認める。